

(別紙)

食品表示基準Q & A (新旧対照表)

改正後 (新)	改正前 (旧)
食品表示基準Q & A (平成27年 3月30日消食表第140号)	食品表示基準Q & A (平成27年 3月30日消食表第140号)
目次	目次
はじめに～ (加工-273) (略)	はじめに～ (加工-273) (略)
(加工-274) 容器包装の表示を誤った場合、 <u>誤った表示の上からシール等を貼り付けて訂正することは可能ですか。</u>	(加工-274) 容器包装の表示を誤った場合、上からシール等を貼り付けて訂正することは可能ですか。
<u>(加工-275) ポップシール又はネックリングーによる表示の修正を行うに当たっての具体的な留意点はありますか。</u>	<u>(新設)</u>
(加工-276) ～ (加工-314) (略)	(加工-275) ～ (加工-313) (略)
(生鮮-1) ～ (雑則-6) (略)	(生鮮-1) ～ (雑則-6) (略)
別添 製造所固有記号～別添 魚介類の名称のガイドライン (略)	別添 製造所固有記号～別添 魚介類の名称のガイドライン (略)
別添 玄米及び精米に関する事項	別添 玄米及び精米に関する事項
<u>(玄米精米-1) 食品表示基準の一部改正により、令和3年7月1日から、産地、品種及び産年の証明を受けていない原料玄米であっても、根拠資料を保管することで、産地、品種及び産年の表示が可能となりましたが、その経緯を教えてください。</u>	<u>(新設)</u>
(玄米精米-2) (略)	(玄米精米-1) (略)
<u>(玄米精米-3) 産地、品種及び産年の根拠を確認した方法は必ず表示する必要がありますか。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(玄米精米-4) 品種として表示できるのは、どのようなものになりますか。</u>	<u>(新設)</u>
(玄米精米-5) ～ (玄米精米-18) (略)	(玄米精米-2) ～ (玄米精米-15) (略)
(玄米精米-19) <u>産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合の根拠を示す資料は、どのようなものを保管しなければならないのですか。</u>	(玄米精米-16) <u>米について、表示の根拠となる書類は、どのようなものを保存しなければならないのですか。</u>

(玄米精米-20) 産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合の根拠を示す資料は、どの程度の期間保管する必要があるのですか。

(玄米精米-21) 産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合の根拠を示す資料は、誰が保管する必要があるのですか。

(玄米精米-22)・(玄米精米-23) (略)

(玄米精米-24) 産地、品種及び産年が同一である原料玄米とは、どのようなものになりますか。

(玄米精米-25) 産地、品種及び産年が同一である農産物検査法による証明を受けた玄米と農産物検査法による証明を受けていない玄米を混合し、原料玄米に使用した場合、「単一原料米」と表示できますか。

(玄米精米-26)～(玄米精米-28) (略)

(玄米精米-29) 産地、品種及び産年の全部又は一部の根拠資料の保管をしている複数の原料玄米を混合して用いた場合、混合した原料玄米の一部についてだけ産地、品種又は産年を表示してもいいのですか。

(玄米精米-30) (略)

(削除)

(玄米精米-31) (略)

(削除)

(玄米精米-32)～(玄米精米-35) (略)

(玄米精米-36) 一括表示欄以外の箇所に産地、品種又は産年を表示したい場合、どのように表示すればいいのですか。

(玄米精米-37)～(玄米精米-41) (略)

(玄米精米-17) 表示の根拠となる書類は、どの程度の期間保存する必要があるのですか。

(新設)

(玄米精米-18)・(玄米精米-19) (略)

(新設)

(新設)

(玄米精米-20)～(玄米精米-22) (略)

(玄米精米-23) 複数の証明米を混合して用いた場合、混合した原料玄米の一部についてだけ産地、品種又は産年を表示してもいいのですか。

(玄米精米-24) (略)

(玄米精米-25) 平成23年7月の改正で、未検査米も、都道府県名などの産地の表示ができるようになりましたが、その内容は食品表示基準に引き継がれているのですか。

(玄米精米-26) (略)

(玄米精米-27) 農産物検査法による証明は付されていませんが、他の方法により品種及び産年が確認できる場合にも、これらを表示してはいけないのですか。

(玄米精米-28)～(玄米精米-31) (略)

(玄米精米-32) 証明米について、一括表示欄以外の箇所に産地、品種又は産年を表示したい場合、どのように表示すればいいのですか。

(玄米精米-33)～(玄米精米-37) (略)

(玄米精米-42) 食品表示基準の一部改正により、令和3年7月1日から、一括表示欄に「消費者の選択に資する適切な表示事項」の表示が可能となりましたが、「消費者の選択に資する適切な表示事項」とは具体的にどのようなものですか。

(新設)

(玄米精米-43) 産地、品種又は産年の根拠を示す資料を保管していないにもかかわらず、産地、品種又は産年を表示した場合、どのような措置がとられるのですか。

(新設)

はじめに～(加工-273) (略)

はじめに～(加工-273) (略)

(加工-274) 容器包装の表示を誤った場合、誤った表示の上からシール等を貼り付けて訂正することは可能ですか。

(加工-274) 容器包装の表示を誤った場合、上からシール等を貼り付けて訂正することは可能ですか。

(答)

表示を訂正するために誤った表示の上からシール等により適正な表示を貼付すること自体は差し支えありません。

しかしながら、消費者等に誤解を与えるおそれがあることも留意し、消費者等からの問合せにはきちんと対応する等、事業者として適切な対応をすることが重要です。

なお、本来、誤った表示の上から適正な表示を貼付することにより明確に修正することが望ましいですが、令和3年3月17日から、食品ロスの削減を推進する観点から、適正な表示を記載したポップシール又はネックリンガーを容器包装の任意の場所に貼付又は配置することによる簡便な表示修正を認める運用を始めることとします。ただし、当分の間、当該修正方法は、安全性に係る表示事項(※)についての修正には認められません。本運用状況については、今後検証を行っていく考えです。また、消費者に誤認を与えない誤字、脱字等の表示ミスについては、食品ロスの削減を推進する観点から、安易に自主回収を行わないことが求められます。

(答)

表示を訂正するために誤った表示の上からシール等により適正な表示を貼付すること自体は差し支えありません。

しかしながら、消費者等に誤解を与えるおそれがあることも留意し、消費者等からの問合せにはきちんと対応する等、事業者として適切な対応をすることが重要です。

※ 食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成27年内閣府令第11号)第1条各号に掲げる事項を指します。

(加工-275) ポップシール又はネックリンガーによる表示の修正を行うに当たっての具体的な留意点はありますか。

(新設)

(答)

ポップシール又はネックリンガーによる修正を行う場合は、

- ① ポップシール等が容易に容器包装と分離せず一体性がある
- ② 正しい表示内容はポップシール等の方であることが明瞭である

ことが条件です。

ただし、当分の間、このような方法による表示の修正は、安全性に係る表示事項（※）についての修正には認められません。

※ 食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）第1条各号に掲げる事項を指します。

(加工-276) ~ (加工-281) (略)

(加工-282) 表示禁止事項の「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」、「その他内容物を誤認させる文字、絵、写真その他の表示」とは、どのようなものですか。

(答)

1 (略)

2 具体的には、例えば、以下のものが該当します。

- ・ 特定の出産地のも、有機農産物など、特色のある原材料を一切使用していないにもかかわらず、当該特色のある原材料を使用した旨の強調表示
- ・ 産地名を誤認させる表示
- ・ 添加物を使用した加工食品に「無添加」と表示
- ・ 原材料名及び添加物に使用していない原材料及び添加物を表示
- ・ 機能性表示食品において、合理的な理由がなく、1日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量の表示と実際の含有量が相違している場合
- ・ 栄養機能食品において、合理的な理由がなく、1日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行っている栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合の表示と実際の割合が相違している場合

3 (略)

(加工-283) ~ (加工-314) (略)

(生鮮-1) ~ (生鮮-45) (略)

(生鮮-46) 表示禁止事項の「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」、「その他内容物を誤認させる文字、絵、写真その他の表示」とは、どのようなものですか。

(答)

1 (略)

(加工-275) ~ (加工-280) (略)

(加工-281) 表示禁止事項の「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」、「その他内容物を誤認させる文字、絵、写真その他の表示」とは、どのようなものですか。

(答)

1 (略)

2 具体的には、例えば、以下のものが該当します。

- ・ 特定の出産地のも、有機農産物など、特色のある原材料を一切使用していないにもかかわらず、当該特色のある原材料を使用した旨の強調表示
- ・ 産地名を誤認させる表示
- ・ 添加物を使用した加工食品に「無添加」と表示

3 (略)

(加工-282) ~ (加工-313) (略)

(生鮮-1) ~ (生鮮-45) (略)

(生鮮-46) 表示禁止事項の「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」、「その他内容物を誤認させる文字、絵、写真その他の表示」とは、どのようなものですか。

(答)

1 (略)

- 2 具体的には、例えば、以下のものが該当します。
- ・ 産地名を誤認させる表示
 - ・ 業務用の品種ブレンド精米に「コシヒカリ」と表示
 - ・ 交雑種の牛肉に、「黒毛和牛」と表示
 - ・ 玄米及び精米について、一括表示欄外に事実と異なる産地、品種又は産年を表示
 - ・ 容器包装に入れないで販売する玄米及び精米について、製品に近接した掲示その他の見やすい場所に事実と異なる産地、品種又は産年を表示
 - ・ 切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）について、生食用のものでないものに、生食用である旨を表示

3 (略)

(生鮮－47)～(雑則－6) (略)

別添 製造所固有記号・別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン (略)

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

(A－1)～(I－4) (略)

(I－5) 諸外国での規制の状況はどのようになっているのでしょうか。

(答)

包装食品の表示に関するコーデックス一般規格では過敏症の原因として知られる以下の8種の原材料を含む食品にあつては、それを含む旨を表示する旨が規定され、加盟国で各国の制度に適した表示方法が定められています。

①～⑧ (略)

コーデックスの表示対象品目は、分類の概念というべきものであり、食品の原材料の個々別に表示を行ったとしても矛盾しないものと考え、また、「特定原材料等」はコーデックスの表示対象品目のうち、①～⑦に該当した原材料となっています。⑧については、今後十分な調査を行っていくこととしています。

(I－6)～(I－9) (略)

別添 遺伝子組換え食品に関する事項～別添 魚介類の名称のガイドライン (略)

- 2 具体的には、例えば、以下のものが該当します。
- ・ 産地名を誤認させる表示
 - ・ 業務用の品種ブレンド精米に「コシヒカリ」と表示
 - ・ 交雑種の牛肉に、「黒毛和牛」と表示

3 (略)

(生鮮－47)～(雑則－6) (略)

別添 製造所固有記号・別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン (略)

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

(A－1)～(I－4) (略)

(I－5) 諸外国での規制の状況はどのようになっているのでしょうか。

(答)

平成11年6月に、FAO/WHO合同食品規格委員会（コーデックス委員会）総会において、アレルゲンとして知られる以下の8種の原材料を含む食品にあつては、それを含む旨を表示すること合意され、加盟国で各国の制度に適した表示方法が定められています。

①～⑧ (略)

コーデックスの表示対象品目は、分類の概念というべきものであり、食品の原材料の個々別に表示を行ったとしても矛盾しないものと考え、また、「特定原材料等」はコーデックスの表示対象品目のうち、①～⑦に該当した原材料となっています。⑧については、今後十分な調査を行っていくこととしています。

(I－6)～(I－9) (略)

別添 遺伝子組換え食品に関する事項～別添 魚介類の名称のガイドライン (略)

別添 玄米及び精米に関する事項

(玄米精米－1) 食品表示基準の一部改正により、令和3年7月1日から、産地、品種及び産年の証明を受けていない原料玄米であっても、根拠資料を保管することで、産地、品種及び産年の表示が可能となりましたが、その経緯を教えてください。

(答)

- 1 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「農産物検査規格の見直し」が対象とされ、玄米及び精米の表示制度について、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明を受けていない場合であっても、産地、品種及び産年の表示を可能とする見直しを行うこととされました。
- 2 当該計画を踏まえ、消費者が食品を選択する上では、農産物検査法による証明を受けた原料玄米に限らず、産地、品種及び産年が表示されることにより情報量が増えることは望ましいものの、食品表示の適正性をどのように担保するのか等の議論を消費者委員会食品表示部会において行いました。
- 3 その結果、根拠が不確かな表示がなされた米の流通を排除し、消費者の信頼を損ねることがないようにするため、産地、品種及び産年の表示の根拠を示す資料の保管を要件とすることにより、農産物検査法による証明を受けていない原料玄米であっても、産地、品種及び産年の表示を可能とする等の改正を行いました。
- 4 それに伴い、改正前の食品表示基準第23条第2項第1号で規定していた「未検査米の原料玄米にあつては、品種又は産年を表す用語」を表示禁止事項から削除しました。

(玄米精米－2) 袋詰めされた精米の具体的な表示例を教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 原料玄米は、

- ① 産地、品種及び産年が同一であり、かつ、その根拠を示す資料を保管している原料玄米については、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記します。

この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を表示します。

(表示例) (略)

別添 玄米及び精米に関する事項

(新設)

(玄米精米－1) 袋詰めされた精米の具体的な表示例を教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 原料玄米は、

- ① 産地、品種及び産年 (以下「産地等」という。) が同一であり、産地等の証明を受けた原料玄米については、「単一原料米」と表示し、その産地等を併記します。

この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を表示します。

(表示例) (略)

② ①に該当しない原料玄米を用いる場合は、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種及び産年が同一でない旨を表示し、その産地及び使用割合を併記します。その場合には、国産品及び輸入品の原産国ごとに使用割合の高い順に表示します。

(表示例) (略)

③ ②の場合で産地(国産品にあつては都道府県名等、輸入品にあつては一般に知られている地名)、品種又は産年を表示したい場合は、その根拠を示す資料を保管すれば、②の表示の「原産国名及び使用割合」の次に括弧を付して産地、品種又は産年を使用割合と併せて表示することができます。

なお、産地、品種及び産年の一部を表示する場合にあつては、表示する全ての原料玄米について原産国ごとに表示項目をそろえて表示してください。

(表示例) (略)

(注)「複数原料米」のほか、表示と内容に矛盾がなく消費者に誤認を与えない用語としては、玄米精米-27を御参照ください。

④ また、産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合においては、その表示事項の根拠となる情報の確認方法を表示することができます。

具体的には、確認者や確認した方法について、以下の例を参考に記載してください。なお、記載に当たっては、消費者に誤認を与えない表現で表示する必要があります。

【農産物検査法による証明を受けている場合】

(表示例1) 全ての原料玄米について、農産物検査法による証明を受けている場合で、その確認方法を表示する場合①

	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米(農産物検査証明済)		

② ①に該当しない原料玄米を用いる場合は、「複数原料米」等原料玄米の産地等が同一でないか、又は産地等の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を表示し、その産地及び使用割合を併記します。その場合には、国産品及び輸入品の原産国ごとに使用割合の高い順に表示します。

(表示例) (略)

③ ②の場合で原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの(以下「証明米」という。)がある場合は、証明を受けた項目について②の表示の「原産国名及び使用割合」の次に括弧を付して産地等を使用割合と併せて表示することができます。

なお、産地等の一部を表示する場合にあつては、表示する全ての証明米について原産国ごとに表示項目をそろえて表示してください。

(表示例) (略)

(注)「複数原料米」のほか、表示と内容に矛盾がなく消費者に誤認を与えない用語としては、玄米精米-19を御参照ください。

④ また、農産物検査において産地の証明を受けていない原料玄米についても、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティー法」という。)第4条の規定に基づき伝達される産地を表示することができます。

都道府県名等の産地の表示をする場合にあつては、当該産地の次に括弧を付して「産地未検査」と表示してください。

「産地未検査」の用語については、欄外に「産地未検査」とは、農産物検査法等による産地の証明を受けていない米穀のことをいいます。」又は、「米トレーサビリティー法に基づき伝達された産地を、その事実に基づいて表示する場合には、「産地未検査」と表示しています。」等を注記し、消費者に「産地未検査」の意味を積極的に表示するようお願いします。

(表示例1)

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産			10割

	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産
--	-----	-------	------

	〇〇県産 未検査米	〇〇ヒカリ	〇〇年産	8割 2割
--	--------------	-------	------	----------

(表示例2) 全ての原料玄米について、農産物検査法による証明を受けている場合で、その確認方法を表示する場合②

(表示例2)

	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米		
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産
	農産物検査証明による		

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〇〇県産			8割
	△△県産(産地未検査)			2割

【原料玄米の一部について農産物検査法による証明を受けている場合】

(表示例3) 産地、品種及び産年が同一である、農産物検査法による証明を受けた原料玄米と、農産物検査法による証明を受けていない原料玄米であって根拠資料を保管している原料玄米を混合した場合で、それらの確認方法を表示する場合

※「産地未検査」とは、農産物検査法等による産地の証明を受けていない米穀のことをいいます。

又は、

※米トレーサビリティ法に基づき伝達された産地をその事実に基づいて表示する場合には、「産地未検査」と表示しています。

	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米		
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産
	農産物検査証明による確認		
	種子の購入記録及び生産記録による確認		

(表示例4) 産地、品種又は産年が異なる、産地、品種及び産年の根拠資料を保管していない又は産地、品種及び産年を表示しない原料玄米を2割と、農産物検査法による証明を受けた原料玄米を8割使用した場合で、その確認方法を表示する場合

	産地	品種	産年	使用割合

原料玄米	複数原料米											
	<table border="0"> <tr> <td>国内産</td> <td></td> <td></td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>〇〇県</td> <td>〇〇ヒカリ</td> <td>〇〇年産</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td colspan="3">農産物検査証明による</td> <td></td> </tr> </table>	国内産			10割	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産	8割	農産物検査証明による		
国内産			10割									
〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産	8割									
農産物検査証明による												

(表示例5) 産地、品種又は産年が異なる、農産物検査法による証明を受けた原料玄米を6割と、農産物検査法による証明を受けていない原料玄米であって根拠資料を保管している原料玄米を4割混合した場合で、それらの確認方法を表示する場合

	産地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産	6割
	農産物検査証明による			
	△△県	〇〇ニシキ	〇〇年産	4割
	種子の購入記録及び生産記録による確認			

【農産物検査法による証明を受けていない場合】

(表示例6) 産地、品種及び産年について根拠資料を保管しており、その確認方法を表示する場合

	産地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米(〇〇ライスの自主基準による確認済)		
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産

※ 当社の自主基準では、〇〇〇〇〇〇の確認を行っています

(表示例7) 産地、品種及び産年について根拠資料を保管しており、品種の確認方法のみを表示する場合

	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米		
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産
	品種については、DNA検査済		

※ DNA検査については、〇〇社の検査結果による

(表示例8) 産地、品種又は産年が異なる、産地、品種及び産年について根拠資料を保管している2種類の原料玄米を5割ずつ混合した場合で、その確認方法を表示する場合

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産	5割
	△△県	〇〇ニシキ	〇〇年産	5割
	種子の購入記録及び生産記録による確認			

(表示例9) 品種及び産年については根拠資料を保管していない又は品種及び産年を表示しない原料玄米で、産地については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。)により伝達された根拠資料を保管した場合で、その確認方法を表示する場合

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	(〇〇県(米トレーサビリティ法による伝達) 10割)			

4～6 (略)

(玄米精米－3) 産地、品種及び産年の根拠を確認した方法は必ず表示する必要がありますか。

(答)

産地、品種及び産年の根拠を確認した方法の表示は、表示内容に責任を有する者が任意で表示することができる表示事項であり、義務表示ではないため、必ず表示しなければならないということではありません。

しかしながら、産地、品種及び産年の根拠を確認した方法の表示は、消費者の自主的かつ合理的な選択に資する表示事項であることから、表示することが望ましいと考えています。

(玄米精米－4) 品種として表示できるのは、どのようなものになりますか。

(答)

種苗法(平成10年法律第83号)に基づき品種登録又は品種登録出願された品種であり、かつ、根拠資料が保管されているものとなります。

なお、根拠資料が保管されていない場合は、表示することはできません。

(玄米精米－5)～(玄米精米－13) (略)

(玄米精米－14) 赤米、黒米、紫黒米等と呼ばれているいわゆる古代米はどのように表示すればいいのですか。また、一括表示欄の枠外に赤米、黒米、紫黒米と表示することは可能でしょうか。

(答)

1 (略)

2 赤米、黒米、紫黒米等は、一般の玄米と比較して商品特性が明らかに異なり、消費者が外観から容易に判断できることから、一括表示欄の外に赤米等と表示して差し支えありません。

なお、いわゆる古代米についても、種苗法に基づき品種登録又は品種登録出願された品種であり、かつ、根拠資料が保管されていれば産地、品種及び産年を表示することは可能です。

(表示例)

① 産地、品種及び産年が同一であり、かつ、その根拠資料を保管している紫黒米の場合

名 称	玄 米
-----	-----

4～6 (略)

(新設)

(新設)

(玄米精米－2)～(玄米精米－10) (略)

(玄米精米－11) 赤米、黒米、紫黒米等と呼ばれているいわゆる古代米はどのように表示すればいいのですか。また、一括表示欄の枠外に赤米、黒米、紫黒米と表示することは可能でしょうか。

(答)

1 (略)

2 また、品種の特定はできませんが、赤米、黒米、紫黒米等は、一般の玄米と比較して商品特性が明らかに異なり、消費者が外観から容易に判断できることから、一括表示欄の外に赤米等と表示して差し支えありません。

(表示例)

① 産年について証明を受けた赤米の場合で、産年を表示する場合

名 称	玄 米
-----	-----

	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 〇〇県 朝紫 〇〇年産		
内容量	〇kg		
調製時期	〇〇. 〇〇. 〇旬		

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 10割 (〇〇年産 10割)			
内容量	〇kg			
調製時期	〇〇. 〇〇. 〇旬			

② 品種の根拠資料を保管しておらず、産地及び産年の根拠資料を保管している紫黒米の場合

名 称	玄 米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 10割 (〇〇県産 〇〇年産 10割)			
内容量	〇kg			
調製時期	〇〇. 〇〇. 〇〇			

② 産年について証明を受けていない赤米の場合

名 称	玄 米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 10割			
内容量	〇kg			
調製時期	〇〇. 〇〇. 〇〇			

③ 品種及び産年については根拠資料を保管しておらず、産地については、米トレーサビリティ法により「国内産」とのみ伝達された紫黒米の場合

名 称	玄 米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 10割			

(新設)

内容量	〇kg
調製時期	〇〇. 〇〇. 〇〇

(玄米精米－15) (略)

(玄米精米－16) ばら売りする場合にも表示が必要ですか。この場合、どのように表示すればいいのですか。

(答)

1・2 (略)

3 なお、品種、産年について表示する場合は、消費者への的確な情報提供を行う観点から、食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の項に準じて根拠を示す資料を保管することが望ましいと考えます。

(玄米精米－17)・(玄米精米－18) (略)

(玄米精米－19) 産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合の根拠を示す資料は、どのようなものを保管しなければならないのですか。

(答)

1 産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合、それらの表示が間違いないことの根拠を示す資料（行政機関等の求めに応じて表示の根拠を説明ができる資料）を保管する必要があります。

2 具体的には、生産段階の資料として、

① 農産物検査法による証明を受けたものにあつては、農産物検査証明書（輸入品のうち、輸出国の公的機関等による証明を受けたものにあつては、輸出国の公的機関等による証明書）

又は

② 農産物検査法による証明を受けていないものにあつては、ア どのような種苗を用いて生産されたかが分かる資料（種苗の購入記録等）及び

イ 全体の作付状況に対する品種ごとの作付状況が分かる資料（水稻共済細目書異動申告書、営農計画書、営農日誌等）

などが考えられます。

3 また、上記2の①又は②に加え、流通段階の資料として流通実態に応じて、

(玄米精米－12) (略)

(玄米精米－13) ばら売りする場合にも表示が必要ですか。この場合、どのように表示すればいいのですか。

(答)

1・2 (略)

3 なお、品種、産年について表示する場合は、消費者への的確な情報提供を行う観点から、食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の項に準じて農産物検査法等により証明を受けたものを表示することが望ましいと考えます。

(玄米精米－14)・(玄米精米－15) (略)

(玄米精米－16) 米について、表示の根拠となる書類は、どのようなものを保存しなければならないのですか。

(答)

1 保存しなければならない書類（書類の写し、電子媒体を含む。）としては、例えば、

① 仕入れた米についての送り状、納品書、規格書、通関証明書（輸入品の場合）等

② 小分け、調製、精米した米についての仕様書、指示書、精米記録等

③ 販売した米についての送り状、納品書、規格書、通関証明書（輸入品の場合）等

④ 農産物検査の証明書（産地、品種、産年の証明）

⑤ 輸出国の公的機関等による証明書（産地、品種、産年の証明）

⑥ 強調した表示に係る根拠書類

などがあります。

2 また、平成22年10月より、米トレーサビリティ法に基づき、米及び米加工品を対象に取引等の記録の作成・保存が義務付けられています。

① 原料米穀について、産地、品種又は産年が記載されている規格書、送り状、納品書、通関証明書（輸入品の場合）等

及び

② 原料米穀を当該製品に使用した実績が分かるもの（調製、精米及び小分けした米についての指示書、原料受払簿、精米記録、とう精台帳、仕様書等）などが考えられます。

4 いずれにしても、製品に使用されている原料米穀について、原料米穀と製品の相互の関係が明らかとなる資料を保管することが必要であり、確実に当該原料米穀についてトレースができない場合は、根拠を示す資料を保管しているとはみなされません。

5 なお、資料の保管については、文書（写しを含む。）、電子媒体のいずれの方法でも問題ありません。

（玄米精米－20）産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合の根拠を示す資料は、どの程度の期間保管する必要があるのですか。

（答）

表示の根拠を示す資料の保管期間は、調製年月日、精米年月日又は輸入年月日から3年間となります。

なお、米トレーサビリティ法に基づき、義務付けられている取引等の記録の保存についても、原則3年間となっています。

（玄米精米－21）産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合の根拠を示す資料は、誰が保管する必要があるのですか。

（答）

表示の根拠を示す資料の保管は、消費者に販売される製品の表示内容に責任を有する者が保管する必要があります。

ただし、表示の根拠を示す資料の保管をしている生産者等に照会することにより、表示内容に責任を有する者の事務所等において、当該資料を速やかに確認することができる措置がとられている場合については、根拠を示す資料の一部を生産者等が保管していても問題ありません。

なお、表示内容に責任を有する者以外の者が根拠を示す資料の一部を保管する場合には、当該資料の保管場所及びその確認方法に係る資料（例えば、保管場所や確認方法を記入した受入台帳など）を表示責任者が保管する必要があります。

（玄米精米－22）使用割合は、「割」ではなく「%」で表示してもよいのでし

（玄米精米－17）表示の根拠となる書類は、どの程度の期間保存する必要があるのですか。

（答）

表示の根拠となる書類の保存期間は、取り扱う食品の流通や消費者の実態等に応じ、自らの表示に対する立証責任を果たせるよう、合理的な保存期間を設定していただくこととなりますが、おおむね3年を目安として保存していただくことが望ましいと考えています。

なお、米トレーサビリティ法に基づき、義務付けられている取引等の記録の保存については、原則3年間となっています。

（新設）

（玄米精米－18）使用割合は、「割」ではなく「%」で表示してもよいのでし

ようか。

平成21年1月の品質表示基準の改正により、使用割合の表示の仕方が「%」から「割」に変更になった経緯、また、使用割合の表示の仕方が「%」から「割」に変更されることで、表示の基準を緩めることにならないかについても併せて教えてください。

(答)

使用割合は「割」で表示しなければなりません。(食品表示基準別表第24の「玄米及び精米」の項参照。)

平成18年10月に開催された米の農産物検査等検討会において、単一原料米であっても意図せざる混入があることが示されました。これを受けて、食品の表示に関する共同会議において単一原料米以外の原料玄米の表示方法について議論を行った結果、表示を見た消費者が商品の内容について誤解することを防ぐため、商品の内容をより正確に反映した表示となるよう、「%」から「割」に変更することとしました。

また、「割」表示であっても、例えば、75%ならば「7.5割」のように、事実に基づいて表示することが求められますので、表示の基準を緩めるものではありません(玄米精米-30参照)。

(玄米精米-23) 袋詰めされた単一原料米の原料玄米について、具体的な表示例を教えてください。

(答)

単一原料米とは、産地、品種及び産年が同一である原料玄米で、産地、品種及び産年についての根拠を示す資料を保管しているものをいいます。具体的な原料玄米の表示は、次のようになります。

(表示例) (略)

(玄米精米-24) 産地、品種及び産年が同一である原料玄米とは、どのようなものになりますか。

(答)

産地、品種及び産年が同一である原料玄米とは、収穫されたほ場が同一である必要はなく、複数のほ場で収穫された玄米であっても、産地、品種及び産年が同一である原料玄米を用いていれば、「単一原料米」となります。

ただし、「単一原料米」と表示するには、産地、品種及び産年の根拠を示す資料を保管する必要があります、資料を保管していなければ、産地、品種及び産年が同一である原料玄米とはみなされません。

したがって、産地、品種又は産年の根拠を示す資料を保管していなければ、「単一原料米」と表示することはできませんので、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種及び産年が同一でない旨を表示することになります。

ようか。

平成21年1月の品質表示基準の改正により、使用割合の表示の仕方が「%」から「割」に変更になった経緯、また、使用割合の表示の仕方が「%」から「割」に変更されることで、表示の基準を緩めることにならないかについても併せて教えてください。

(答)

使用割合は「割」で表示しなければなりません。(食品表示基準別表第24の「玄米及び精米」の項参照。)

平成18年10月に開催された米の農産物検査等検討会において、単一原料米であっても意図せざる混入があることが示されました。これを受けて、食品の表示に関する共同会議において単一原料米以外の原料玄米の表示方法について議論を行った結果、表示を見た消費者が商品の内容について誤解することを防ぐため、商品の内容をより正確に反映した表示となるよう、「%」から「割」に変更することとしました。

また、「割」表示であっても、例えば、75%ならば「7.5割」のように、事実に基づいて表示することが求められますので、表示の基準を緩めるものではありません(玄米精米-24参照)。

(玄米精米-19) 袋詰めされた単一原料米の原料玄米について、具体的な表示例を教えてください。

(答)

単一原料米とは、産地、品種及び産年が同一である原料玄米で、産地、品種及び産年について証明を受けたものをいいます。具体的な原料玄米の表示は、次のようになります。

(表示例) (略)

(新設)

(玄米精米-25) 産地、品種及び産年が同一である農産物検査法による証明を受けた玄米と農産物検査法による証明を受けていない玄米を混合し、原料玄米に使用した場合、「単一原料米」と表示できますか。

(答)

農産物検査法による証明を受けた玄米と農産物検査法による証明を受けていない玄米双方の産地、品種及び産年が同一であり、双方の産地、品種及び産年の根拠を示す資料を保管していれば、産地、品種及び産年が同一である原料玄米となりますので、「単一原料米」と表示することとなります。

なお、(玄米精米-24) のとおり、産地、品種又は産年の根拠を示す資料を保管していなければ、産地、品種及び産年が同一である原料玄米とはみなされませんので、「単一原料米」と表示することはできません。

(玄米精米-26) 袋詰めされた単一原料米以外の原料玄米について、具体的な表示例を教えてください。

(答)

1 単一原料米(産地、品種及び産年が同一であり、かつ、その根拠資料の保管をしているもの)以外の原料玄米の表示は、次のようになります。

① 「複数原料米」等原料玄米の産地、品種又は産年が同一でない旨を表示し、国産品及び原産国ごとの使用割合の高い順に、その産地及び使用割合を併記します。

② なお、産地、品種又は産年の根拠資料の保管をしていれば国産品及び原産国ごとの表示の次に括弧を付して、当該産地、品種又は産年と対応する使用割合を併せて表示することができます。

また、産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合には、表示する全ての原料玄米について国産品及び原産国ごとに表示項目をそろえて表示しなければなりません。

2・3 (略)

(玄米精米-27) 単一原料米以外の原料玄米について、「複数原料米」以外にどのような表示の仕方がありますか。

(答)

「複数原料米」のほか、「ブレンド米」、「混合米」、「多数原料米」、「多岐原料米」、「ミックス米」、「産地ミックス米」、「品種ミックス米」等表示と内容に矛盾がなく消費者に誤認を与えない用語であれば差し支えありません。

(新設)

(玄米精米-20) 袋詰めされた単一原料米以外の原料玄米について、具体的な表示例を教えてください。

(答)

1 単一原料米(産地、品種及び産年が同一である原料玄米で産地、品種及び産年について証明を受けたもの)以外の原料玄米の表示は、次のようになります。

① 「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を表示し、国産品及び原産国ごとの使用割合の高い順に、その産地及び使用割合を併記します。

② なお、証明米であれば国産品及び原産国ごとの表示の次に括弧を付して、証明を受けた事項について産地、品種及び産年と対応する使用割合を併せて表示することができます。

また、複数の証明米を混合して用いた場合にあっては、その一部の証明米について表示することができます。産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合には、表示する全ての証明米について国産品及び原産国ごとに表示項目をそろえて表示しなければなりません。

2・3 (略)

(玄米精米-21) 単一原料米以外の原料玄米について、「複数原料米」以外にどのような表示の仕方がありますか。

(答)

「複数原料米」のほか、「ブレンド米」、「混合米」、「多数原料米」、「多岐原料米」、「ミックス米」、「産地ミックス米」、「品種ミックス米」等表示と内容に矛盾がなく消費者に誤認を与えない用語であれば差し支えありません。また、全て未検査米の場合は、「未検査米」、一部未検査米の場合は、「一部未検査米」等と事実に即して表示することもできます。

(玄米精米－28) 単一原料米以外の原料玄米の産地、品種又は産年を表示する場合、いわゆる三点セットではなくその一部を表示してもいいのですか。

(答)

- 1 単一原料米以外の原料玄米のうち、産地、品種又は産年の根拠資料の保管をしている場合にあつては、いわゆる三点セットではなく、根拠資料を保管している表示事項の一部について対応する使用割合と併せて表示することができます。
- 2 ただし、この場合は、表示する原料玄米について、表示項目は国産品及び原産国ごとにそろえてください。
- 3 (略)

(玄米精米－29) 産地、品種及び産年の全部又は一部の根拠資料の保管をしている複数の原料玄米を混合して用いた場合、混合した原料玄米の一部について産地、品種又は産年を表示してもいいのですか。

(答)

産地、品種及び産年の全部又は一部の根拠資料の保管をしている複数の原料玄米を混合して用いた場合は、当該複数の原料玄米のうち一部の原料玄米のみについて表示することができます。

(玄米精米－30) (略)

(削除)

(玄米精米－22) 単一原料米以外の原料玄米の産地、品種又は産年を表示する場合、いわゆる三点セットではなくその一部を表示してもいいのですか。

(答)

- 1 単一原料米以外の原料玄米のうち、証明米が含まれている場合にあつては、いわゆる三点セットではなく、その一部について対応する使用割合と併せて表示することができます。
- 2 ただし、この場合は、表示する証明米について、表示項目は国産品及び原産国ごとにそろえてください。
- 3 (略)

(玄米精米－23) 複数の証明米を混合して用いた場合、混合した原料玄米の一部について産地、品種又は産年を表示してもいいのですか。

(答)

複数の証明米を混合して用いた場合は、当該複数の証明米のうち一部の証明米のみについて表示することができます。

(玄米精米－24) (略)

(玄米精米－25) 平成23年7月の改正で、未検査米も、都道府県名などの産地の表示ができるようになりましたが、その内容は食品表示基準に引き継がれているのですか。

(答)

平成23年7月1日の米トレーサビリティ法の完全施行により、米及び米加工品を対象に、産地情報を伝達することが義務化されました。これにより、国産米にあつては、「国内産」や「国産」のほか、都道府県名、市町村名や一般に知られた地名により、産地情報が伝達されることとなりますが、それ以前は、農産物検査を受けていない玄米は、都道府県名などの表示を禁止しており、これらの産地情報が消費者に伝達されない場合が生じてしまうため、平成23年7月の改正で、農産物検査において産地証明を受けていない玄米についても、米トレーサビリティ法に基づき伝達される都道府県名等の産地を表示できるようにするとともに、産地表示に関する表示禁止事項を削除しました。

また、都道府県名等の産地の表示をすることができる検査証明を受けた玄米における表示の方法と区別することにより産地に関する検査証明の有無を確認できるようにするため、産地未検査米に都道府県名等の産地の表示をする場合にあつ

(玄米精米－31) (略)

(削除)

(玄米精米－32) ～ (玄米精米－35) (略)

(玄米精米－36) 一括表示欄以外の箇所産地、品種又は産年を表示したい場合、どのように表示すればいいのですか。

(略)

(玄米精米－37) 一括表示欄以外の箇所に一括表示欄で表示されていない産地、品種又は産年を表示してはいけないのですか。

(答)

(削除)

1 一括表示欄で表示されていない産地、品種又は産年について、事実に基づき一括表示欄以外の箇所に表示することは可能です。

では、当該産地の次に括弧を付して「産地未検査」と表示することとしました。
この内容は、食品表示基準でも引き継がれています。

(玄米精米－26) (略)

(玄米精米－27) 農産物検査法による証明は付されていませんが、他の方法により品種及び産年が確認できる場合にも、これらを表示してはいけないのですか。

(答)

原料玄米の品種及び産年の証明は、国産品であれば農産物検査法による証明に限られていますので、他の方法により、品種及び産年が確認できる場合でもこれらを表示することはできません。

(玄米精米－28) ～ (玄米精米－31) (略)

(玄米精米－32) 証明米について、一括表示欄以外の箇所に産地、品種又は産年を表示したい場合、どのように表示すればいいのですか。

(略)

(玄米精米－33) 一括表示欄以外の箇所に一括表示欄で表示されていない産地、品種又は産年を表示してはいけないのですか。

(答)

1 単一原料米の場合は、証明を受けた原料玄米にあつては、その産地、品種及び産年を表示することとされています。

一括表示欄で表示されていない事項を欄外に表示する場合は、食品表示基準第23条第1項第2号の表示禁止事項の規定により、表示すべき事項の内容と矛盾する用語を表示することはできません。

しがしながら、例外として、農産物検査法に基づく農産物規格規程に定める産地品種銘柄の設定の申請を行っている米穀について産地品種銘柄が設定されるまでの間に限り、以下の全ての条件を満たせば申請を行っている品種名を一括表示欄外に表示することは可能です。

- ① 農産物検査法により産地品種銘柄以外の証明を受けること。
- ② 表示しようとする品種について、産地品種銘柄の設定の申請を行っていることが分かる注意書きを一括表示欄に近接した箇所に表示すること。
- ③ 種子の購入記録、営農計画書、生産記録等、使用する原料玄米が産地品種銘柄の設定の申請を行っている品種であることを示す資料を保管すること。

2 単一原料米以外の場合は、証明の内容に基づき品種及び産年の全部又は、一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて表示することができるとされていますので、証明を受けた内容であれば、一括表示欄で表示されていない品種又は

しかしながら、消費者に適切な情報を提供する観点から、一括表示欄以外の箇所に表示する産地、品種又は産年は、一括表示欄内にも表示することが望ましいです。

2 また、一括表示欄以外の箇所に産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合であっても、当該表示の真正性の説明は表示内容に責任を有する者が行う必要があるため、その根拠となる資料を保管することが望ましいです。

(玄米精米-38) 二期作の場合でも12月31日までに袋詰めしたものには、「新米」と表示していいのですか。

(答)

1 「新米」の用語は、食品表示基準第23条第2項第1号の規定により、表示禁止事項に該当し原則として表示できません。

2・3 (略)

(玄米精米-39)・(玄米精米-40) (略)

(玄米精米-41) 「精米年月日」と表示した様式であっても、精米年月旬表示を行うことはできますか。

(答)

(玄米精米-40) に示すとおり、令和4年3月31日までは「精米年月日」と表示された食品表示基準別記様式4の米袋を使用することができます。経過措置期間においては、あくまで改正前の当該様式の使用を認めているだけであり、既に精米年月旬表示を可能とする食品表示基準の改正は施行されていますので、改正前の「精米年月日」と表示した食品表示基準別記様式4の米袋を使用して、精米年月旬表示を行うことは差し支えありません。また、様式の新旧に関わらず一括表示欄の該当する欄に記載箇所を表示し、精米時期を一括表示欄の外に表示する場合についても、一括表示欄の外に「精米年月日」と表示し、精米年月旬表示を行うことは差し支えありません。

(玄米精米-42) 食品表示基準の一部改正により、令和3年7月1日から、一括表示欄に「消費者の選択に資する適切な表示事項」の表示が可能となりましたが、「消費者の選択に資する適切な表示事項」とは具体的にどのようなものですか。

(答)

1 令和3年3月の改正で、消費者の選択に資する情報であれば、生産者や販売者が創意工夫し、付加価値として消費者に訴求したい情報を一括表示欄に記載できるようになりました。

産年について、事実に基づき一括表示欄以外の箇所に表示することは可能です。

しかしながら、消費者に適切な情報を提供する観点から、一括表示欄以外の箇所に表示する品種又は産年は、一括表示欄内にも表示することが望ましいです。

(新設)

(玄米精米-34) 二期作の場合でも12月31日までに袋詰めしたものには、「新米」と表示していいのですか。

(答)

1 「新米」の用語は、食品表示基準第23条第2項第2号の規定により、表示禁止事項に該当し原則として表示できません。

2・3 (略)

(玄米精米-35)・(玄米精米-36) (略)

(玄米精米-37) 「精米年月日」と表示した様式であっても、精米年月旬表示を行うことはできますか。

(答)

(玄米精米-36) に示すとおり、令和4年3月31日までは「精米年月日」と表示された食品表示基準別記様式4の米袋を使用することができます。経過措置期間においては、あくまで改正前の当該様式の使用を認めているだけであり、既に精米年月旬表示を可能とする食品表示基準の改正は施行されていますので、改正前の「精米年月日」と表示した食品表示基準別記様式4の米袋を使用して、精米年月旬表示を行うことは差し支えありません。また、様式の新旧に関わらず一括表示欄の該当する欄に記載箇所を表示し、精米時期を一括表示欄の外に表示する場合についても、一括表示欄の外に「精米年月日」と表示し、精米年月旬表示を行うことは差し支えありません。

(新設)

2 具体的には、生産者名、保存方法、分つき米である旨、食味を表す分析データ、品評会等での受賞歴など、消費者が商品を選択する上で参考になる情報が考えられます。

3 これらの記載に当たっては、義務表示事項と紛らわしい表示とならないようにするとともに、消費者に誤認を与えない表現で表示する必要があります。例えば、食味を表す分析データであれば、食味分析を行った機器、メーカーを明示する、品評会での受賞歴であれば、当該商品そのものの評価ではない旨を明示するなどの対応を行うことが望ましいです。

なお、原料玄米のたんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの量等の食品表示基準別表第9に掲げられている栄養成分及び熱量を表示する場合は、食品表示基準第21条で定める表示の方法に従い表示する必要があります。

(玄米精米-43) 産地、品種又は産年の根拠を示す資料を保管していないにもかかわらず、産地、品種又は産年を表示した場合、どのような措置がとられるのですか。

(新設)

(答)

産地、品種又は産年の根拠を示す資料を保管せず、産地、品種又は産年を表示した事業者は、食品表示基準に違反することとなり、食品表示法の規定に基づき、

① 表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示・公表

② その指示に従わない場合は、指示に係る措置をとるべきことの命令・公表

③ その命令に違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、法人

にあつては違反者の懲役又は罰金に加え、1億円以下の罰金

に処せられることとなります。

※ 別添 玄米及び精米に関する事項に係る改正については、令和3年7月1日から施行する。